

島田市内には、蓬萊橋など、地域が大切に守り続けているものが沢山あります。島田市は、わがまちの宝として誇りに思うものを、「しまだ市民遺産」として認定します。しまだ市民遺産に認定した地域の遺産は、市内外へ情報発信いたします。

1. 対象
 - ・ 地域の歴史や文化を象徴しているもの
 - ・ 地域の伝統行事として親しまれているもの
 - ・ 地域の生活文化の特色を示しているもの
 - ・ 地域の特筆すべき景観など、市内の有形・無形を問わず後世に残したいと強く思うものであり、未来へ伝えていく自立的活動をしているもの。ただし、指定文化財・登録有形文化財は除く。
2. 推薦資格 市民（市民団体も可）
※ 自薦、他薦は問いませんが、推薦者とは別に所有者、管理者がいる場合は、所有者等の同意書が必要となります。なお、所有者が島田市の場合は、同意書の提出は不要です。
3. 募集期間 令和3年11月15日 ～ 令和4年1月20日（消印有効）
4. 応募方法 しまだ市民遺産推薦書に必要書類を添付のうえ、博物館課にご提出またはご郵送ください。
推薦書は、市ホームページよりダウンロードできます。
5. 認定方法 しまだ市民遺産審査委員会にて、審議した後に市長が認定します。
* 推薦者に、委員会にて説明を求める場合があります。
6. 利活用 認定された市民遺産は、市のホームページで紹介します。
ガイドマップ等により、紹介します。
7. 応募にかかる注意事項
 - ・ 推薦書及び添付書類は返却致しません。
 - ・ 応募の際に記入された個人情報「しまだ市民遺産」実施事業の目的以外の用途には使用しません。
 - ・ 添付いただいた写真の著作権は島田市に帰属し、ホームページやガイドマップ等に掲載する場合があります。
8. 応募先・問い合わせ先
〒427-0037
島田市河原一丁目5-50
島田市教育委員会 博物館課 「しまだ市民遺産」担当
電話 0547-36-7967 FAX 0547-37-8900